

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令案参照条文

外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）

（公団の権利及び義務の承継等）

第二条 京浜外貿埠頭公団（以下「京浜公団」という。）及び阪神外貿埠頭公団（以下「阪神公団」という。）の一切の権利及び義務（京浜公団に対する政府並びに東京都及び横浜市の出資金並びに阪神公団に対する政府並びに大阪市及び神戸市の出資金に係るものを除く。）は、公団の解散の時に於いて、京浜公団に係るものにあつては東京港及び横浜港、阪神公団に係るものにあつては大阪港及び神戸港のそれぞれにつき運輸大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）が、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書に定めるところに従い承継する。

2 （略）

3 公団の解散の時に於ける政府の公団に対する出資金は、公団の解散の時に於いて、政令で定めるところにより、政府の指定法人に対する無利子貸付金となつたものとする。

4 13 （略）

（外貿埠頭の建設等に係る資金の貸付け）

第六条 政府は、指定法人に対し、政令で定めるところにより、前条第一項の認可を受けた整備計画に基づき、又は旧公団法第三十二条第一項の規定により公団が認可を受けた工実施計画に従つて行う外貿埠頭の建設又は改良に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）

（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）

第三条 国土交通大臣は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができる。

一 五 （略）

2 5 （略）

(外貿埠頭の建設等に係る資金の貸付け)

第六条 政府は、港湾管理者が指定会社に対し港湾法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められた外貿埠頭の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前項の政府の貸付金及び政府の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十八号)(抄)

附則

第四条 (略)

2・3 (略)

4 指定法人は、新外貿法第三条第一項の規定による指定の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において当該指定に係る指定会社が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

5~7 (略)

外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律施行令(昭和五十六年政令第三百二十号)(抄)

(法第二条第三項の無利子貸付金)

第二条 法第二条第三項の規定により政府の指定法人に対する無利子貸付金となつたものとされる当該無利子貸付金については、政府の京浜公団又は阪神公団に対する事業年度ごとの出資金の額を、東京都若しくは横浜市又は大阪市若しくは神戸市の京浜公団又は阪神公団に対する当該事業年度の出資金の額を基準として運輸省令で定めるところにより配分した額が、当該出資の行われた事業年度に係る港湾に係る指定法人に対して貸し付けられたものとする。

2 前項の無利子貸付金は、貸し付けられたものとされた事業年度の属する国の会計年度(以下「会計年度」という。)の翌会計年度から三期間据置き十七年間半年賦均等償還の方法により、毎会計年度、九月三十日又は三月三十一日までに償還するものとする。

3 (略)

4 災害その他特別の事情により第一項の無利子貸付金の償還が著しく困難であるため、国土交通大臣がやむを得ないものと認めるときは、政府は、当該無利子貸付金の全部又は一部について、担保の提供をさせず、かつ、利息を付さないで償還期限を延長することができる。

5 政府は、指定法人が第一項の無利子貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。

6 政府は、指定法人が第一項の無利子貸付金の償還を怠ったときは、同項の無利子貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

(法第六条の無利子貸付金)

第六条 法第六条の規定により政府が指定法人に対し無利子で貸し付ける場合における貸付金の金額は、外貿埠頭の建設又は改良に要する費用の額の十分の一に相当する金額とする。ただし、外貿コンテナ埠頭(外貿埠頭の施設のうち専らコンテナ貨物の運送に係る法第四条第一項に規定する外航貨物定期船を係留するための岸壁及びその前面の泊地並びにこれらと一体としてコンテナ貨物の積み及び取り卸し、荷さばき等の用に供される施設をいう。以下同じ。)であつてその規模が国土交通省令で定める基準に適合するもの(以下「大規模埠頭」という。)の建設又は改良(大規模埠頭とするために行う外貿コンテナ埠頭の改良を含む。)に要する費用に充てる資金について貸し付ける場合には、当該費用の額の十分の一以上十分の二以下(大規模埠頭で岸壁の前面の泊地が国土交通省令で定める水深のものにあつては、十分の一以上十分の三以下)において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に従つて算定した割合に相当する金額とする。

2 前項の貸付金の償還条件は、貸し付けた日から三年間据置き十七年間半年賦均等償還とする。